

藤沢市運動施設等における気象状況等に伴う還付判断基準

1 目的

気象状況等に関してその基準を明確にすることによって、使用者が安心してスポーツを楽しむことができる環境作りを目的とする。

2 適用施設

施設名	管理事務所	所管課
秋葉台公園球技場	秋葉台文化体育館	スポーツ推進課
女坂スポーツ広場野球場・球技場		
葛原スポーツ広場野球場		
秋葉台文化体育館	秩父宮記念体育館	
天神スポーツ広場野球場		
秩父宮記念体育館		
夜間照明設置学校 明治小学校・長後中学校 御所見中学校		
八部公園野球場・テニスコート	鶴沼運動施設事務所	
引地川親水公園球技場	公益財団法人 藤沢市まちづくり協会	
湘南台公園テニスコート		
桐原公園野球場		
遠藤公園テニスコート		
西浜公園テニスコート		
辻堂南部公園野球場・テニスコート		

3 還付判断基準（使用料還付請求理由における気象状況等として扱う事象）

	気象状況等（事象）	内容
1	降雨等（コート不良含む）	降雨，降雪
		プレーに支障をきたす状態（水たまり等）
2	高温（冷房設備が有る施設を除く）	WBGT（暑さ指数）が28℃以上
		気温が31℃以上
3	強風	強風注意報・警報発表（平均風速12m/s）
	雷	雷注意報・警報発表（落雷の被害が予想される場合）
	光化学スモッグ	光化学スモッグ注意報・警報発令
	PM2.5	PM2.5高濃度予報発令
	台風	台風進路情報等
	その他	その他注意報・警報

※WBGTは環境省が発表する藤沢市の数値を参照する。

4 還付判断基準について

- (1) 降雨等の気象状況等による還付は、使用者からの申し出によりできるものとする。
- (2) 降雨等の判断は、1時間前から判断する。ただし、学校夜間照明施設については、16時に判断できるものとする。
- (3) 高温、注意報・警報等による還付は、使用区分開始時点又は、活動中において発表・発令中であるものとする。また、台風や大雪等の荒天が予想される場合は、前日から判断できるものとする。
- (4) 還付による代替日程の確保はしない。

5 確認方法

- (1) 降雨等は現地（各施設）の状況を判断基準とする。ただし、使用施設内に管理事務所が無い場合は、使用者の申告による判断とする。
- (2) 高温については、現地（各施設）の気温・WBGT指数と気象庁のどちらか高い基準とする。無人施設においては、気象庁が発表する藤沢市の高温・WBGT指数を基準とする。
- (3) 注意報・警報等においては、気象庁・環境省が発表・発令したものをインターネット等で確認を行うものとする。

6 還付基準

- (1) 使用区分（実際の運用（2時間単位）を指す）に対し使用時間30分未満は全額還付とし、30分以上1時間30分未満の使用の場合は1時間還付とする。
- (2) 気象状況等を理由に使用を中止された場合、(1)を基準に使用料を還付する（未納の場合は取消可）

7 その他

- (1) この内規に定めのない事項に関しては、所管課と管理者が協議の上決定するものとする。
- (2) 判断基準等については、使用状況や運営状況等を鑑み、実情に合わせた改正を随時行うものとする。

平成31年4月1日から運用する。